

行政改革会議における企画立案機能と実施機能の分離に関する議論について

1．行政改革会議最終報告（平成 9 年 1 2 月 3 日）においては、新しい中央省庁にあっては、政策の企画立案機能は主として本省に、実施機能については可能な限り外局、独立行政法人等の組織に分離するとされている。また、それぞれの機能の特質に応じた人事管理制度を構築すべきである、とした上でこの点を含めた公務員制度改革については、公務員制度調査会において検討を進めるよう要請している（別紙 1、2）。

2．行政改革会議における資料（第 1 5 回・平成 9 年 5 月 2 8 日）では、実施業務の担い手となる外局と独立行政法人の主たる機能は以下のようになっている（別紙 3）。

外局

私人等の権利に直接影響を及ぼす業務のルールに則った中立・

公正・透明な執行

独立行政法人

公共性・公益性の高いサービスの効率的・効果的な実施

3．1．の報告を受けた公務員制度調査会は、その答申（公務員制度改革の基本方向に関する答申（平成 1 1 年 3 月 1 6 日））の中で、企画立案機能と実施機能の分離に応じた人事システムの構築の検討に当たっての留意点として、

両者の特性を踏まえ、それに対応した適切な人事システムを整えるべきこと

両機能を担う部門間相互における円滑かつ適正な人事交流が必要であること

実施機能を担う実施庁について、人事管理の独立性の確保に配慮すべきこと

等を指摘している（別紙 4）。

以 上

行政改革会議最終報告(平成9年12月3日)(抄)

新たな中央省庁の在り方

(2) 政策の企画立案機能と実施機能の分離

新たな中央省庁には、政策の企画立案機能の高度化と、公正・中立・透明な行政の確保、国民のニーズに即した効率的な行政サービスの提供が求められる。政策立案機能と実施の機能とは、一面において密接な関係をもつものであるが、両者にはそれぞれ異なる機能的な特性があり、両者が渾然一体として行われていることは、かえって本来それらが発揮すべき特性を失わせ、機能不全と結果としての行政の肥大化を招いている。新しい行政組織の編成に当たっては、政策立案機能と実施機能の分離を基本とし、それぞれの機能の高度化を図ることとすべきである。

具体的には、政策立案機能と実施機能の組織的分離によって、次のような改革を進める必要がある。

ア 異なる機能特性に応じた組織の編成、管理

それぞれの機能特性に応じ、最適な組織編成を行う。

イ 政策立案部門と実施部門の責任分担の明確化

渾然一体となっている政策立案機能と実施機能を組織的に分離し、それぞれの部門の役割と責任の分担関係を明確化する。

ウ 高い視点と広い視野からの政策立案機能の確立

政策立案部門の実施上の責任の負担を軽減し、政策立案に専念できるようにする。

政策立案部門が実施部門との距離を保ち、実施部門の利害にとらわれない高い視点と広い視野からの企画立案ができるようにする。

エ 公正、中立、透明な行政執行と効率的で国民のニーズへの即応を重視した行政サービスの提供を確保できる実施機能の確立

実施に関する明確な権限付与により、責任の明確化を図る。

ルール、政策実施基準等の明確化を図る。

実施事務の性格に応じた行政サービスの質の向上を目指す。

以上の考え方の下に、新しい中央省庁にあっては、政策の企画立案機能は主として本省に、実施機能については可能な限り外局、独立行政法人等の組織に分離することとする。

公務員制度の改革

1 基本的な考え方

行政改革会議においては、内閣機能の強化や省庁の再編と併せて、組織を支える「人」の問題についても議論してきたところであり、その結果を以下の三点を要点として、公務員制度の改革の基本的な方向として提示する。

- (1) 行政改革は、内閣機能の強化と省庁の再編成とともに、人材・任用に係る制度の改革によって達成されるものである。
- (2) 省庁の再編成は、新たな人材の一括管理システムの導入に向けて踏み出す機会とすべきである。
- (3) 内閣及び内閣総理大臣を補佐する内閣官房、内閣府を支える人材を確保するための適正なシステムを確立する。

なお、公務員制度の改革については、関連制度を踏まえた幅広い検討が必要であり、専門的調査機関である公務員制度調査会において早期に具体的成果を得るべく、当会議は、同調査会に対し、以下の基本的な課題と検討の方向に基づき検討を進めるよう要請する。

2 主要な改革の視点と方向

(1) 省庁の機能再編に対応した人事管理制度の構築

中央省庁の機能再編に伴う公務員制度の改革については、組織を支えるものは「人」とあるとの認識に立って、政策の企画立案機能と実施機能の分離に伴い、それぞれの機能の特質に応じた人事管理制度を構築すべきである。

政策の企画立案部門及び実施部門の人事制度について、それぞれの特性を生かし、人材の確保・育成、処遇を多様化する。この場合、実施部門のうち外局については、運用上、人事権の独立性を確立することとする。

政策の企画立案部門と実施部門の組織的分離がなされても、両部門が対等な立場で、お互いの業務遂行に資するために行う人事交流は必要であり、交流の円滑と適正を確保するルールを整備する。